

2021年 7月 2日

F A X 送信書

●送信枚数 3枚（送信書含む）

送信先 三重県保険医協会 各位

いつもお世話になっております。下記要件により送信させていただきます。

現在、三重県が主体となる補助金事業「三重県新型コロナウイルス感染症感染拡大阻止 PCR 検査補助金」が募集されております。

本補助金制度について、医療機関においても活用できることを確認しておりますので、会員の皆さまにお知らせさせて頂きたく、本通知を送らせて頂きました次第です。

是非別紙資料をご確認の上、ご活用のご検討を頂けましたら幸いです。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

本補助金の詳細及び申請方法については三重県庁の案内サイトをご覧ください。
(<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031500271.htm>)

本件に関するお問い合わせは、(公財)三重県産業支援センター 感染拡大阻止 PCR 検査補助金事務局(059-228-3321)までお願いします。



三重県保険医協会

〒514-0062 三重県津市観音寺町 429-13

電 話：059-225-1071

F A X：059-225-1088

メール：tetsuya-oda@doc-net.or.jp

ホームページ：<http://mie-hok.org>

三重県新型コロナウイルス感染症

感染拡大阻止 PCR 検査補助金のご案内

県内の事業者において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、保健所による接触者調査が行われ、接触者に対する行政検査が行われますが、事業者が安心安全の事業継続を行うために、行政検査の対象となる従業員等だけでなく、さらに幅広く PCR 検査を実施したいというニーズがあります。本補助金は、新型コロナウイルスの感染者が発生した県内の事業者が行う従業員等に対する独自の PCR 検査の検査経費を補助するものです。 ※申請に際しては、必ず「募集案内」をご確認ください。

補助上限額：20万円 補助率：3分の2

※**感染者が発生した事業者**が独自で行う従業員等に対する**PCR 検査経費**が対象(消費税は含まず)

申請期間：令和3年6月21日(月)～令和4年3月18日(金)消印有効

※申請総額が予算額に達した場合、期間満了前に終了します。

補助対象事業者

三重県内に事務所又は事業所を有する以下の事業者

- ◆中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）
- ◆NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等（行政機関、公的企業、独立行政法人、大企業は除く）

※申請は郵送に限る

補助対象経費

- ◆新型コロナウイルスの感染者が発生した補助対象事業者が、保健所が行う行政検査の対象とならない従業員等（役員等含む）に対して6月21日以降に独自で実施するPCR検査経費（※）であること（消費税は含みません）※最初に感染者が発生した日から2週間以内に実施されるものに限る
- ◆申請時点で支出が確定しており、領収書・レシート等で経費内容、数量、単価、金額が確認できる経費であること
- ◆対象経費には、検査料（検査結果通知含む）、検査キットや検体送付料は含まれますが、診断書（陰性証明書）等の発行費用は含まれません
- ◆補助対象となる検査は、PCR検査のみで、抗原検査、抗体検査は対象となりません

補助対象事業者の責務

- ◆感染者が発生した事業者は、保健所の指示に従い、事業所等の消毒措置を行うとともに、従業員等の出勤抑制を行うなど感染拡大の防止措置を図ること
- ◆従業員等のなかで、体調不良を訴える者がある場合、すみやかに医療機関の受診を勧奨すること
- ◆PCR検査により陽性の結果が判明した場合は、すみやかに事業所を管轄する保健所へ申し出るとともに保健所の指示に従うこと

申請方法

「三重県感染拡大阻止 PCR 検査補助金」案内サイト

(<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/m0143000198.htm>) から、申請様式（様式1）をダウンロードし記載のうえ、必要書類を添えて以下の提出先へ1部簡易書留等で郵送してください。**持込厳禁**

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
(公財)三重県産業支援センター 感染拡大阻止 PCR 検査補助金事務局 宛

事務局・問合せ

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

(公財)三重県産業支援センター 感染拡大阻止 PCR 検査補助金事務局

電話 059-228-3321

(受付時間 平日9時～17時)

Q & A

※申請に際しては、このチラシのほか、必ず「募集案内」をご確認ください。

Q1 事業者が独自に行う PCR 検査であれば、申請可能ですか？

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業者が行う従業員等（経営者等含む）に対する独自の PCR 検査に係る経費が対象となります。従って、事業者が行う PCR 検査を広く対象とするものではありません。なお、健康保険及び医療給付などの公費負担の対象とならない自費診療の検査費用に限ります。

Q2 感染者が発生した事業者とはどのような場合を言いますか？

事業者の事業所等で感染者が発生したことによって、事業所等の利用者や従業員等に対し、保健所による行政検査が行われた場合を言います。

Q3 この補助金は、想定件数はどれくらいですか？

これまでの県内の事業者での発生件数等を考慮して、100 件ほどを想定し予算を確保しています。なお、申請総額が予算額に達した場合、期間満了前に申請受付を終了します。

Q4 交付されない場合はありますか？

補助対象事業者、補助対象経費等の要件に合致しない場合、交付されない場合があります。募集案内等で要件等を確認のうえ申請してください。申請受付ののち、事務局にて審査を行い交付又は不交付の通知を送付いたします。

Q5 補助上限額 20 万円、補助率 2/3 というのはどういう意味ですか？

補助金額は、補助対象経費（消費税は含みません）に 3 分の 2 を乗じた金額となります。ただし、補助上限額は 20 万円とします。（例えば、補助対象経費が 33 万円の場合、3 分の 2 を乗じた金額は 22 万円となりますが、この場合、補助上限額の 20 万円が補助金額となります。）

Q6 大企業は対象となりますか？

大企業は対象となりません。中小企業・小規模企業とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める会社及び個人をいいます。また、中小企業・小規模企業だけでなく、NPO 法人や組合など幅広い事業者を対象としています。ただし、行政機関、公的企業、独立行政法人は対象となりません。

Q7 従業員等とは？

正社員、契約社員、派遣社員、パートタイマー、アルバイト、委託者、請負者、委嘱者、役員、個人事業主本人、専従者を含みます。

Q8 抗原検査や抗体検査は対象になりますか？

PCR 検査のみを対象とし、抗原検査や抗体検査は対象となりません。

Q9 陰性証明書や海外渡航時の英文陰性証明書等は対象になりますか？

診断書、陰性証明書、英文陰性証明書等は対象となりません。

Q10 PCR 検査の依頼先に制限はありますか？

特に検査の依頼先について制限はありません。民間検査会社、医療機関、診療所等が実施する自費診療による検査が対象となりますが、PCR 検査の結果、陽性者が出た場合も想定し、医師による診断が受けられるタイプの検査先を推奨します。

Q11 感染者が発生した場合であれば、複数回の申請はできますか？

同一事業者による申請は 1 回限りとします。ただし、最初の感染が発生した日から 2 週間以内に実施されるものに限ります。なお、感染発生があった事業者は、感染発生の再発・拡大を防ぐための感染防止対策の徹底に努めてください。

Q12 クレジット払いでの支払いも対象となりますか？

申請者の名義のクレジットカードによる支払いであれば対象となります。申請者と違う者の名義のクレジットカードによる支払いは対象となりません。

Q13 PCR 検査において新たに感染者が判明した場合はどうすれば良いですか？

必ず、すみやかに管轄の保健所へ申し出るとともに保健所の指示に従ってください。

Q14 検体の送料等は対象になりますか？

検査キットや検体の送料は、補助対象経費の対象となります。